

# 保険金・給付金をお支払いできない場合

マニユライフ生命コールセンター

0120-063-730

受付時間 月～金曜日 9時～17時  
(祝日および12月31日～1月3日を除く。)



以下は保険金・給付金などをお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考として記載しております。

ご契約の内容や加入時期により取扱いが異なる場合がありますので、詳細は約款をご参照ください。

## 支払事由に該当しない場合

保険金・給付金は約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。

約款に定める支払事由はご契約内容により異なりますので、詳細は約款をご参照ください。

以下は支払事由に該当しない一例です。

**例1** 責任開始日より前に発生した疾病や不慮の事故を原因として、入院や手術を受けられた場合

**例2** 入院日数が約款に定める所定の日数に満たない場合

**例3** 美容整形を目的とした入院、治療を伴わない人間ドック検査のための入院、正常分娩のための入院の場合

**例4** 約款所定の要件に当てはまらない手術の場合

など

## 免責事由に該当する場合

保険金・給付金の支払事由に該当する場合であっても、約款に定める免責事由に該当する場合は保険金・給付金をお支払いできません。

約款に定める免責事由はご契約内容により異なりますので、詳細は約款をご参照ください。

以下は免責事由に該当する一例です。

**例1** 責任開始日から所定の期間内の自殺の場合

**例2** 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故を原因として、入院や手術を受けられた場合

**例3** 被保険者の精神障害や泥酔の状態を原因として事故を起こし、入院や手術を受けられた場合

など

## ガン責任開始日前にガンと診断確定されていた場合

約款に定める悪性新生物(ガン)を保障の対象とする契約または特約で、被保険者がガン責任開始日前にガンと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者がその事実を知っていたか、知っていなかったかにかかわらず、当該契約または特約は無効となります。

※ガン責任開始日は、契約または特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。

## 告知義務違反があった場合

契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知していただいた内容が事実と相違していた場合は、ご契約または特約が告知義務違反により解除となり、保険金や給付金などのお支払いができないことがあります。

## 重大事由による解除、詐欺・不法取得目的による取消・無効の場合

「保険金や給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき」などの重大事由で保険契約が解除となった場合、また、保険契約の締結または復活に際し、詐欺行為・保険金の不法取得目的の行為がありご契約が取消・無効となった場合には、保険金・給付金等はお支払いできません。